

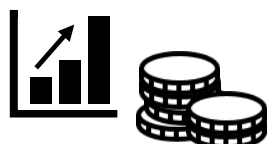
令和6年12月支給(令和6年10月・11月分)から

児童手当の制度が変わります

申請
受付中

Point 1

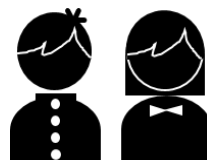
所得制限の
撤廃



所得に関係なく支給

Point 2

対象児童の
年齢拡大



高校生年齢まで延長
(18歳の誕生日後の最初の3月末日まで)

Point 3

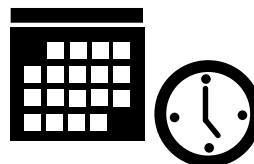
第3子以降の
支給額増加



第3子以降※: **30,000円**

Point 4

支給月の
変更



偶数月の15日に支給

※15日が土日祝日の場合はその前の平日に支給します。

制度改正後(令和6年10月分から)の支給月額

	0~2歳	3歳~高校生年齢
第1子・第2子	1人につき 月額 15,000円	1人につき 月額 10,000円
第3子以降※	1人につき 月額 30,000円	

※第3子以降とは、大学生年齢以下(～22歳の誕生日後の最初の3月末日)の監護養育している子のうち、年齢順に数えて3人目以降の高校生年齢(～18歳の誕生日後の最初の3月末日)までの子をいいます。

制度改正の詳細は
こちら↓



逗子市ホームページ
児童手当制度改正



支給・増額にあたっては、**申請が必要な場合と不要な場合** があります。

裏面の申請フローチャートでご確認いただき、申請が必要な場合は期限までに手続きをしてください。

申請期限

一次期限 令和**6**年**10**月**3**1日(木)

二次期限 令和**7**年**3**月**3**1日(月)

※令和6年10月分から新制度となります。一次期限までに申請いただくと、初回の振込は令和6年12月です。

※一次期限を過ぎて申請した場合、令和6年12月には支給されませんが、二次期限までに申請すれば令和6年10月分に遡って支給されます。

※二次期限を過ぎて申請した場合、申請の翌月からの支給対象となります。

児童手当・その他子育てに関する
お問い合わせ・ご相談は

〒249-8686

逗子市逗子5丁目2番16号

逗子市役所 子育て支援課

TEL **046-873-1111**

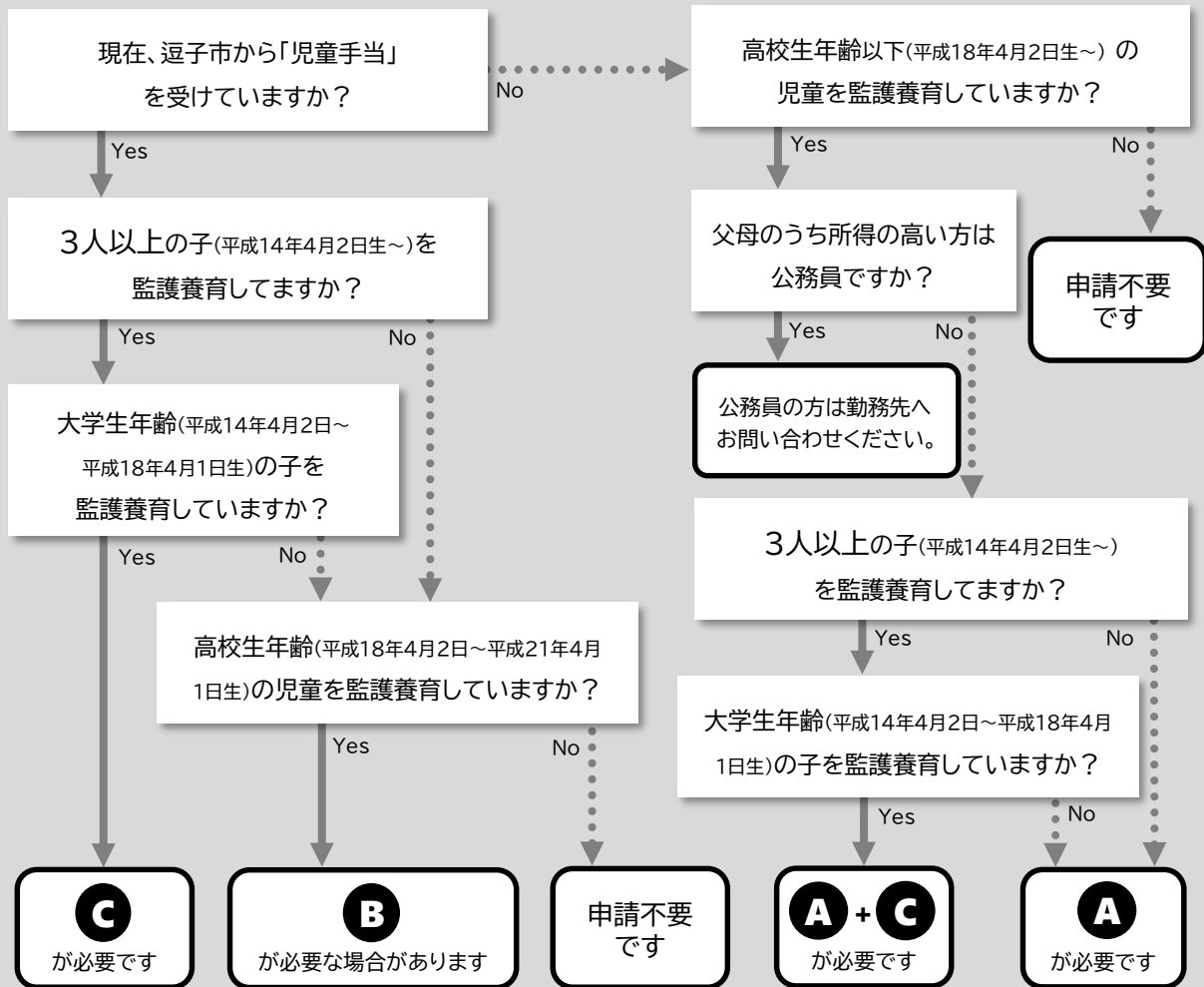
(内線588)

平日8:30~17:00



申請フローチャート

※このフローチャートは簡易的に申請の有無を判断するものです



※高校生年齢・大学生年齢の生年月日は、令和6年度現在のものです。※監護養育とは、その子どもの面倒を見ているということです。

必要申請書

① 児童手当 認定請求書

※高校生年齢以下の児童と別居している場合は、併せて④別居監護申立書の提出が必要です。

② 児童手当 額改定請求書

※現高校生年齢児童が支給対象児童であった中学生の時から、監護養育等の変化が無い場合は、届出は不要です。

③ 監護相当・生計費の負担についての確認書

申請方法

次のいずれかの方法で申請してください

窓口の混雑緩和のため、電子申請または郵送による申請にご協力ください。

電子申請

右下QRコードから逗子市児童手当 電子申請のページにアクセスし、必要申請書を選びe-kanagawa電子申請システムより申請してください。



郵送(期日必着)

右下QRコードから必要申請書をダウンロード・印刷し、ご記入の上逗子市役所子育て支援課へ郵送してください。



市役所窓口

逗子市役所5階5番子育て支援課までお越しください
平日8:30～17:00

⚠ 「児童手当 令和6年度制度改正」を騙った“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。